

平成 23 年 11 月 16 日

日本学術会議会長殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り課題別委員会の設置を提案します。

記

1. 提案者 大西隆（会長）

2. 委員会名 研究にかかる「評価システム」の在り方検討委員会

3. 設置期間 平成 23 年 11 月 16 日（幹事会承認日）から平成 24 年 11 月 15 日

4. 課題の内容

（1）課題の概要

科学・技術立国を目指す我が国において、科学・技術の推進に関わる「評価」が本格的に重視され始めたのは、千年紀を目前にしたミレニアム・プロジェクトの立ち上げの頃、つまりここ 10 年ほど前のことである。無論それまでも、当然ながら研究計画や研究成果に対する評価、大学に対する一般的な評価などは行われており、それなりに作動してきた。それに対して、本格的に「評価」の必要性が声高に叫ばれ始めたのは、恐らく経済的に下降線をたどり始めたことと関連して、大学等で行われる研究を含めて税金を使う全ての事業に関連する人たちには、納税者たる国民にその成果を説明する義務がある、という「容易には反論し難い」社会的流れが大きくなってきたことによると推測される。実際、大学評価・学位授与機構が平成 12 年に発足し、国立大学や大学共同利用機関の法人化に伴って、評価項目が細かく定められたのは数年前のことである。さらにここ数年は、トップダウンのいわゆるプロジェクト研究が増えしており、それに伴って、評価は「自己増殖的」に厳しさを増していると言つて良い状態である。このような「評価」の自己増殖は、今や研究者個人にも及ぶに至っており、評価する側も評価される側の双方において、評価のために膨大な時間とエネルギーが費やされる事態が生じている。このことは、研究者の研究時間の不足、担当事務官の著しい労力消費を招くばかりでなく、あまりの煩雑さのために、評価の形骸化や評価作業に携わる者の徒労感を増大させている可能性もある。

（2）審議の必要性と達成すべき結果

こうした現状を、日本学術会議では看過することはできない課題と考え、平成 22 年 11 月 25 日に「研究にかかる「評価システム」の在り方検討委員会」を設置し、調査審議を行ってきたが、第 21 期期間中には未だ十分な審議が尽くされなかった。具体的には、委員会では、研究費に占める競争的

資金の割合の増加により、過度に競争的環境が生み出されていることの弊害（評価の数の増加、研究資金の集中、成果が出やすい分野への移動）、学問分野や研究者の多様性に対応した評価の不十分さ、若手研究者を励ます評価やキャリアパスとの関係の構築の必要性、評価対象や評価単位の再考の必要性（PIの評価の重要性）、評価の支援体制の不十分さ、等が議論され、これらの論点を踏まえて、日本学術会議会員を対象としたアンケート調査を実施し、データを集計した。その結果として、

- ・個人評価については、若手研究者に適した評価項目・基準の設定、個人評価結果の処遇への反映（任期付き若手研究者のテニュアトラック制度への移行など）などの必要性
- ・課題評価については、基盤的経費の確保、国の競争的資金制度の全体像の日本学術会議による検討、大型の研究課題やトップダウン型研究課題の詳細な評価実施、課題評価の評価項目としてポスドクの処遇・環境や若手研究者の育成効果を加味することなどの必要性
- ・機関評価については、評価の簡素化による負担軽減、大学等の独自性をプラス評価する方法の確立などの必要性

等が論点として整理された。今後はこの整理された論点について審議をさらに進める必要がある。委員会では、このようなことを第21期記録「研究にかかる「評価システム」の在り方検討委員会審議記録」として取りまとめるとともに、科学と社会委員会に状況を報告した。

科学と社会委員会では、「第21期の審議結果を踏まえ、引き続き検討を進める」ため、「委員会の設立、構成員等を早期に検討」することが第22期への報告としてされ、これを受けた幹事会においても科学と社会委員会のこの取り扱い結果を「考慮する」こととしている。

そこで、第21期記録をもとに更に審議を進め、具体的な提言を取りまとめることとする。

(3) 日本学術会議が過去行った関連する報告等の有無

「評価」に関する日本学術会議からの報告書には、最近では以下のものがある。

- 1) 研究評価の在り方検討委員会对外報告「我が国における研究評価の現状とその在り方について」平成20年2月
- 2) 第5部報告「大学（工学部門）の研究業績の評価について」平成17年3月
- 3) 第1部報告「人文・社会系の分野における研究業績評価のあり方について」平成17年4月

(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無

研究開発評価システム改革の方向性について（審議のまとめ）（平成21年8月4日
科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究評価部会） 等多数

(5) 各府省等からの審議要請の有無

無し。

5. 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

前期委員会の委員（会員、連携会員）を基本とする。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

すべての専門分野。

各部会員 2～3 名程度に加え連携会員並びに特任連携会員、計 20 名以内

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

前期の記録をもとに、平成 24 年 11 月頃までに報告書を取りまとめることを目指す(設置期間 1 年間)。

また、現在、総合科学技術会議評価専門調査会では、評価の大綱的指針の見直し作業をおこなっており、平成 24 年 3 月頃に「研究開発評価システムの在り方に関する中間とりまとめについて」をとりまとめる計画であり、審議の成果がそれに反映されるように、本委員会でも中間的な報告を行う。

6. その他課題に関する参考情報

第 2 1 期記録「研究にかかわる「評価システム」の在り方検討委員会審議記録」